

第4補給処公示第62号
令和7年3月21日

令和7年度修理等役務契約希望者募集要領

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
畑中 誠

修理等役務請負契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

記

- 1 調達品目等の概要
調達概要書のとおり。
- 2 募集に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 応募時点又は募集対象の期間において有効な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。又は、有する見込みの者であること。
 - (3) 希望する品目の修理等役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有している者であること。又は、契約締結までに許認可等を受けられる見込みの者であること。（下請負者を要する場合、下請負者についても同様とする。）
 - (4) 同一又は類似品の製造又は修理実績がある。若しくは、修理等役務に必要な能力を有すること。
 - (5) 不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる者であること。
 - (6) 第4補給処の「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能な者であること。
 - (7) 防衛省指名停止権者又は航空幕僚長から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (8) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおうとする者でない。
 - (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でない。

- (10) 希望する品目に秘密の指定区分があるものについては、秘密に関する文書、図画及び物件を保管できる設備を有し、かつ航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあること。また、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）
- (11) 契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等のその他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。
- (12) 航空自衛隊で使用している装備品等の修理等役務の調達であり、この契約の履行に当たっては、当該装備品等の修理等役務に係る技術及び設備が必要である。このため、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるとともに、これに基づき、修理等役務に必要な部品及び材料が入手可能なこと。ただし、E C Pで承認された場合は、これに準ずる。
 - ア 本装備品等の製造会社であること。
 - イ 本装備品等の製造会社から、当該装備品の修理等役務に必要な製造図面、その他必要な技術資料等の保持又は使用権を付与されていること。

3 応募方法

- (1) 応募する者（以下「応募者」という。）は、別紙様式の「契約希望申請書」（以下「申請書」という。）及び「契約希望品目表」並びに次の項目を証明する資料（以下「提出資料」という。）を提出しなければならない。ただし、当募集期間中に提出資料を提出している者について、変更がない場合は、その旨を申請書に記載することにより提出資料の提出を省略することができる。
 - ア 競争参加資格に係る資格審査結果通知書の写し
 - イ 希望する品目の修理等役務に必要な法令、規定に基づく許可の写し
 - ウ 希望する品目の同一又は類似品の製造又は修理実績がある。若しくは、修理等役務に必要な能力を有することを証明する資料
- (2) 申請書、契約希望品目表及び提出資料（以下「審査資料」という。）は、提出期限までに提出先に1部を持参、郵送又は電子メールで送付するものとする。
- (3) 提出期限は、別表の調達概要書に示す。ただし、随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札等に間に合わないことがある。なお、既に提出した審査資料の内容に関し、変更があった場合にはその都度、速やかに当該変更内容等を申し出るものとする。
- (4) 当公示期間における応募者の募集期間は、令和7年度末までとする。
- (5) 提出時間は、午前8時15分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時を除く。
- (6) 提出先
 - 埼玉県狭山市稲荷山2-3
 - 航空自衛隊第4補給処調達部契約課契約第5班
 - 04-2953-6131（内線4335又は4398）

(7) 応募に当たって、官給品及び貸付品の貸与は行わない。

4 仕様書等の閲覧時間、閲覧場所及び閲覧手続

- (1) 閲覧時間 前項第5号に同じ。
- (2) 閲覧場所 指定場所による。
- (3) 閲覧手続 前項第6号に調整の上、所定の手続により閲覧を許可する。
注：秘に関わる仕様書等の閲覧については、第2項第10号に限る。

5 提示又は提出資料の審査等

- (1) 応募者は、第4補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等（製造図面等）の提示又は提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提示又は提出しなければならない。
- (2) 応募者は、第4補給処の担当者から修理等役務体制等の調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。
- (3) 提示及び提出資料により、品目ごとに契約の円滑な履行能力を有する者を選定する。

6 審査結果の通知等

- (1) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。
- (2) 指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年度防衛庁訓令第108号）第17条及び第18条の規定を適用する。

7 非登載（指名候補者名簿に登録されなかった）者に対する理由の説明

- (1) 審査結果に対し疑義がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下「分支担当官」という。）に対して、審査結果の通知をした日の翌日から起算して、5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）に書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出時間 第3項第5号に同じ。
 - イ 提出場所 第3項第6号に同じ。
 - ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。
- (2) 分支担当官は、非登載理由について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 苦情の申立て

- (1) 第7項第2号の説明に不服のある者は、第7項第2号の書面を受け取ってから7日（休日は含まない。）以内に、書面により分支担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。
 - ア 提出時間 第3項第5号に同じ。

イ 提出場所 第3項第6号に同じ。

ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

- (2) 分支担当は、再苦情の申立てをされたときには、前号の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てをした者に対して書面により回答する。

9 審査に当たっての留意事項

- (1) 審査資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。また、第4補給処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 審査資料の作成、提出、説明、第5項第1号及び第2号の調査への協力に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 審査資料は、返却しない。
- (4) 審査資料は、応募者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 提出期間を過ぎてからの提出書類の差し替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。
- (6) 審査資料に、自社以外のものがある場合は、事前に版權等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

10 応募者の義務

- (1) 指名候補者名簿へ登載された者（以下「登載者」という。）には、品目ごとに調達要求があった場合、随意契約の通知を行う。ただし、登載者が複数の場合には指名競争の通知を行う。
- (2) 登載者で指名競争の通知を受けた場合には、第4補給処の入札及び契約心得を熟知の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
- (3) 登載者で大きな義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は、指名候補者名簿から削除することがある。
- なお、指名候補者名簿へ登載されていても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当ではないと認めた者及び随意契約の相手方として適当ではないと認めた者へは、指名競争及び随意契約の通知を行わない。
- (4) 登載者で、契約することを希望しなくなった場合は、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
- (5) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示、漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理しなければならない。
- (6) 応募者は、契約の履行に当たって、官が保有する器材の貸付を希望する場合は、その使用時期及び保管等について、個々の貸付条件を承諾し、適切に維持管理しなければならない。

11 その他の注意事項

- (1) 第10項各号の義務に違反した応募者は、第4補給処における応募を一定期間制限する場合がある。
- (2) 別添の品目については、過去の調達実績に基づき記載してあるため、今後必ず調達があることを保証するものではないとともに、仕様書等の内容に多少の変更があることがある。